

アズビル山武財団 あすなろフレンドシップ就学支援制度



中学、高校への進学年齢のお子様を支援します。

【対 象】

藤沢市在住で児童扶養手当の全額支給認定を受けており、次の要件に当てはまるお子様のいる世帯を対象とします。

(生活保護受給世帯を除く。)

- ・2019年4月より中学1年生、高校(専門学校含む)1年生に進学される
お子様
- ・2019年3月に中学を卒業し就職されるお子様

【支援金額】中学1年生:3万円、高校1年生(就職):5万円
(何れも1人一回限り)

【支援金使途】

資金使途は問いません。お子様の健全な成長のためにお役立てください。

【支給時期】アズビル山武財団より、2019年2月中に支給予定

【申込期間】2018年11月1日～12月28日まで

【申込み・問い合わせ先】

藤沢市社会福祉協議会 地域支援担当 (ふじさわボランティアセンター)

藤沢市鵜沼東1-1 玉半ビル3階 電話:0466-26-9863

問い合わせ時間帯 午前8時30分～午後5時まで

アズビル山武財団

あすなるフレンドシップ就学支援制度募集要項

～ 中学、高校への進学年齢のお子様を支援します。～

この支援金制度は、藤沢市在住の経済的に支援を必要とするひとり親世帯の生徒を支援するものです。中学校入学時、高等学校入学時（専門学校等を含む）は、学校指定の制服等の学用品購入のため、一時的に家計の負担が大きくなることからそれらの費用の一部を支援することで、将来ある中学生、高校生が健全に就学できることを目的としています。（中学を卒業し、就職される方も対象となります。）

申込期間：平成30年11月1日(木)から12月28日(金)まで

申 込 先：(申請受付機関) 藤沢市社会福祉協議会



一般財団法人

アズビル山武財団

Azbil Yamatake General Foundation

1. 中学校就学支援金

- (1) 対象 藤沢市在住で次の から を満たす世帯を対象とします。
藤沢市において児童扶養手当の全額支給認定を受けていること。
生活保護受給世帯ではないこと。
中学校への進学を控えた小学校6年生を扶養していること。
- (2) 支援金額 1人につき3万円を支給します。 1人1回限り
- (3) 支援金使途 資金使途は問いません。お子様の成長のためにお役立てください。
- (4) 返済義務 返済義務はありません。

2. 高等学校就学等支援金

- (1) 対象 藤沢市在住で次の から を満たす世帯を対象とします。
藤沢市において児童扶養手当の全額支給認定を受けていること。
生活保護受給世帯ではないこと。
高校(専門学校)への進学又は就職を控えた中学校3年生を扶養していること。
- (2) 支援金額 1人につき5万円を支給します。 1人1回限り
- (3) 支援金使途 資金使途は問いません。お子様の成長のためにお役立てください。
- (4) 返済義務 返済義務はありません。

3. 支給方法及び時期

申請者(保護者)名義の預金口座へ振込みます。支給時期は、2018年(平成30年)2月中旬予定です。 振込先預金口座は、申請時にご指定いただきます。

4. 申込期間 2018年(平成30年)11月1日(木)から12月28日(金)まで。

5. 申込方法

- (1) 所定の申請書に必要事項を記入し、次の書類を添付の上、原則として申請者本人が申込受付先の「藤沢市社会福祉協議会」へ直接持参して申請してください。

【添付書類】① 児童扶養手当証書の写し

② 健康保険証の写し

申請者(保護者)及び対象となる子、それぞれの保険証

③ ひとり親家庭等福祉医療証の写し

交付を受けていない方は、提出の必要はありません。

④ 振込先口座の通帳の写し

金融機関(支店)名・口座番号等の確認できる部分の写し

※ 写しの準備が難しい場合は原本をご持参ください。窓口でコピーいたします。

- ※ 対象者が複数の場合は、対象者ごとにそれぞれ申請書を作成し、提出してください。
- ※ 振込口座は、お間違いの無いよう充分確認してください。
- ※ 藤沢市社会福祉協議会は提出された書類で申請資格を確認し、支援金の支給対象世帯として推薦するかたちで、アズビル山武財団に申請書類を送付します。

(2)本募集要項及び申請書は、以下のいずれかの方法で入手できます。

①アズビル山武財団のホームページからダウンロード

【ホームページアドレス】 <http://www.azbilyamatake.or.jp>

②藤沢市社会福祉協議会窓口にて受け取り。

※いずれの方法も難しい場合は、藤沢市社会福祉協議会へご相談ください。

6. 申込先窓口（申請受付機関）

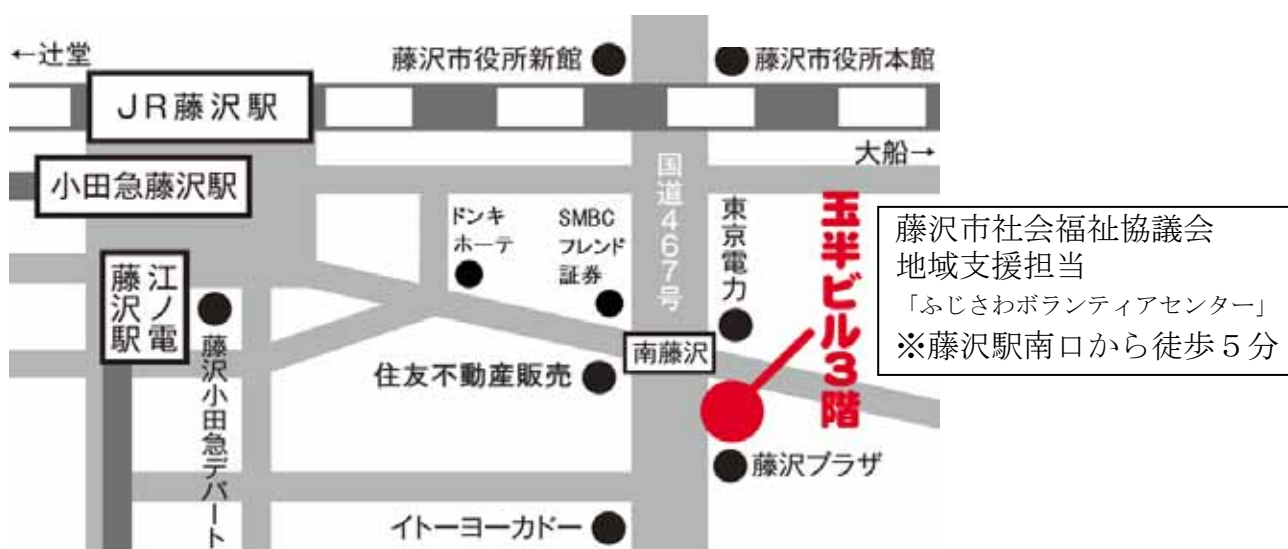
藤沢市社会福祉協議会 地域支援担当「ふじさわボランティアセンター」

電話 0466(26)9863 FAX 0466(26)6978

場所 藤沢市鵜沼東1-1 玉半ビル3F

※ 受付は、月～金曜日の8：30～17：00です。（祝日は受付していません）

※ 窓口に来所できないご事情のある方は、電話にてご相談ください。



7. お問い合わせ

藤沢市社会福祉協議会 地域支援担当「ふじさわボランティアセンター」

電話 0466(26)9863 FAX 0466(26)6978

受付時間 月～金曜日の8：30～17：00（祝日は受付していません）

一般財団法人 アズビル山武財団

電話 0466(55)2900

受付時間 月～金曜日の10：00～15：00（祝日は受付していません）

一般財団法人アズビル山武財団
理事長 小野木 聖二 様

あすなろフレンドシップ就学支援制度 支援金申請書

私は、下記申請資格に該当しますので、藤沢市社会福祉協議会を通じて、支援金を申請します。

申請日

年

月

日

申請者 (保護者)	フリガナ				申請にあたり、申請資格の確認ができない場合に限り、申請受付機関（藤沢市社会福祉協議会）が藤沢市に申請資格に関する情報について照会し、その情報の提供を受けることについて同意します。
	氏名				
	生年月日	年	月	日	
	現住所	藤沢市		電話番号	
フリガナ				生年月日 (年齢)	年 月 日 (年齢 歳) 申請日現在
生徒氏名					
進学予定 学校名 (就職先会社名)				高等学校	科
				専門学校	科
振込先口座	銀行名	銀行		金融機関コード	
	店舗名	支店		店舗番号	
	口座番号			口座名義	
申請資格	藤沢市在住で児童扶養手当 全額給付 認定を受けていること 生活保護受給世帯でないこと 2019年4月より高校(専門学校含む)1年生、中学1年生に進学されるお子様を扶養していること 2019年3月に中学校を卒業し就職されるお子様を扶養していること				
提出書類	児童扶養手当証書の写し 健康保険証の写し ひとり親家庭医療証をお持ちの方は、ひとり親家庭医療証の写し 振込口座の通帳の写し				
支援内容	中学1年生に進学のお子様には、一時金として30,000円を支給します。(返済不要) 中学校を卒業し就職されるお子様には、一時金として50,000円を支給します。(返済不要) 高校1年生・専門学校進学のお子様には、一時金として50,000円を支給します。(返済不要) 支援金は2月末までに届出口座にお振込みの予定です。 支援金支給は原則として銀行振込とします。(現金支給はできません)				
注意事項等	振込先口座名義は原則として申請者名義に限ります。 支援金はお子様の成長のためにお役立てください。 本申請書に記載の個人情報は支援金支給以外の目的では使用しません。				

藤沢市社会福祉協議会 推薦欄	上記申請の資格等を確認し、支援金の支給について推薦します。 社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会 会 長 加 藤 正 美	アズビル山武財団		
		財専務理事	事務局長	担当

通信欄	
-----	--